

WE B合同企業説明会等開催事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

WE B合同企業説明会等開催事業業務委託

2 委託業務の目的

新規学卒予定者等の採用活動に係る形態は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）の影響により、従来の対面型の形式とともにオンラインを活用した合同企業説明会・面接会等の採用活動を実施する形態が増えているが、中小企業者はオンラインでの採用活動への対応が遅れていると言われている。

一方で、新規学卒予定者等の求職者は、感染症により変化した企業の採用活動に対応し、オンラインでの就職活動に積極的に取り組んでいる。

そこで、感染症の影響下においても市内企業における採用活動の確実な実施を支援するとともに、求職者の就職活動を後押しするため、オンラインを利用した非対面型合同企業説明会を開催する。

加えて、オンラインを利用した採用活動のノウハウを市内企業に会得してもらうため、参加企業の人事担当者を対象としたオンライン採用活動スキルアップ研修を実施する。

また、求職者の移動を要しないという本事業の特徴を活かし、県外求職者の参加も促し市内企業への就職の推進を図るものとする。

3 委託業務に当たっての基本姿勢

民間ノウハウを活用し、本事業の趣旨を的確に伝える広報を行うこと。

業務の遂行にあたっては、岡山市の委託事業であることを認識し、関係者との信頼関係を確保し、岡山市及び事業に対する信用が損なわれないようにすること。

「新しい生活様式」の趣旨を理解するとともに、感染症の拡大防止のための最大限の注意を払うこと。

4 委託業務期間

本事業の期間は契約日から令和4年12月23日（金）までとする。

5 委託業務内容

受託者は次の事業を実施すること。なお、実施にあたり最終的な内容や方法については、提案内容を踏まえ岡山市と協議し決定すること。

(1)事業実施工程表の提示

提案に際しては事業全体のスケジュールが分かるよう事業実施工程表を示すこと。

事業実施工程表には以下に示す(2)から(7)の内容をもれなく記載するとともに各項目の実施期間もわかるように表記すること。

(2)WE B合同企業説明会専用ウェブページの作成

WE B合同企業説明会を実施するための専用ウェブページを作成すること。なお、WE B合同企業説明会実施後も少なくとも90日間は閲覧可能な状態とすること。

(3)参加企業の募集

参加企業を次のとおり募集すること。

ア 受託者は専用ウェブページを作成し、そのウェブページ上にて参加企業を公募すること。

- イ 参加企業数は50社以上とし、そのうちオンラインを活用した採用活動の実績が少ない企業を10社以上含むこと。ここでいうオンラインを活用した採用活動の実績が少ない企業とは、令和3年度以前の採用活動において、オンラインを活用した合同企業説明会や採用面接等の実績が5回以内の企業とする。応募多数の場合における企業選定方法は、オンラインを活用した採用活動の実績が少ない企業を優先して参加の決定を行うこととする。
- ウ 5(3)イで規定したオンラインを活用した採用活動の実績が少ない企業の参加数について、対応可能な最大数を提案に明記すること。
- エ 5(3)イで規定した参加企業数を確保することができる、募集情報の効果的な広報周知方法を提案すること。なお、広報媒体はチラシや広告をはじめSNSやマスメディア等、幅広く検討すること。
- オ 企業の募集は遅くとも令和4年4月26日（火）までには開始し、同年5月26日（木）には募集を完了させ、募集期間は30日以上とすること。この時、5(3)イで規定した参加企業数に満たない場合には、岡山市と協議のうえ追加募集等を実施すること。
- カ 参加企業は、次に掲げる要件をすべて満たすこととし、中小企業者を基本とする。
- (ア) 令和5年3月新規学卒予定者等の正社員求人があること。
- (イ) 岡山市内に本社または事業所があり、岡山市内での採用を予定していること。
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (エ) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者でないこと。
- (オ) 本事業の趣旨を損なうおそれがあると認められる事業を営むものでないこと。
- (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (キ) その他、本事業の趣旨を損なうおそれがあると認められる企業でないこと。
- キ 5(3)カに規定する要件を満たすか否かを岡山市に対し報告すること。
- ク 参加企業へは、採用活動結果を岡山市へ報告する旨につき事前に承諾を得ること。
- ケ 本事業へ参加する企業は岡山市へ参加費20,000円を納付することとし、岡山市が参加費の納付を確認できない場合は参加の決定を取消すことがあるため、受託者は参加企業を募集する際にその旨を明記すること。なお、参加費の納付確認方法は岡山市と協議の上決定することとする。

(4) 求職者の募集

求職者を次のとおり募集すること。

- ア 受託者は専用ウェブページを作成し、そのウェブページ上にて求職者を募集・受付すること。求職者の募集にあたってはWEB合同企業説明会に参加する求職者の目標人数を設定し、その目標人数を達成できる効果的な広報周知方法を提案すること。なお、広報媒体はチラシや広告をはじめSNSやマスメディア等、幅広く検討すること。
- イ WEB合同企業説明会の特徴を活かし、県外の求職者へも周知できるような手法を検討し提案に含めること。
- ウ 求職者の募集は、少なくともWEB合同企業説明会を最初に開催する日より、40日以上

前までに開始すること。

エ 募集する求職者は主に令和5年3月新規学卒予定者とし、留学生や50歳以下の求職者等も参加可能とすること。

オ 求職者の申込状況を隨時把握するとともに、岡山市へ報告すること。

カ 求職者の属性情報（氏名・年齢・性別・出身地・居住地・学校名等）は、本事業において岡山市及び参加企業へ提供する場合がある旨について、WEB合同企業説明会開催時までに求職者から承諾を得ること。なお、収集・提供する属性情報の内容については、提案内容を踏まえ岡山市と協議し決定すること。

(5) オンライン採用活動スキルアップ研修等の支援の実施

WEB合同企業説明会の参加企業の採用担当者を対象として、オンラインを利用した採用活動のスキルアップが期待できる研修を提案すること。提案は5(6)及び(7)にて提案する事業実施形態において、参加企業の採用担当者に求められるスキルを示したうえで、それらを踏まえた内容とすること。また、WEB合同企業説明会にて効果的な採用活動ができるよう、研修以外の参加企業への支援方法についても可能な範囲で提案すること。

(6) 企業PRコンテンツの製作

WEB合同企業説明会において使用する企業PRコンテンツを次のとおり製作すること。

ア PRコンテンツ及び製作方法を提案すること。その際、PRコンテンツはオンラインでの使用に適したものとし、分かりやすく効果的な手法を広く検討すること。

イ PRコンテンツは会社概要をはじめ事業概要や募集要項等、求職者のニーズに適うものとすること。

ウ PRコンテンツの構成(紹介項目内容や項目の順序等)は提案とするが、参加企業間で大幅なばらつきが無いよう統一感のある構成とすること。

エ PRコンテンツの製作に必要な費用は受託者にて負担すること。

オ 製作したコンテンツは、WEB合同企業説明会が終了した後に速やかに専用ウェブページ上へ公開することとし、少なくとも90日間は閲覧可能な状態とすること。

カ PRコンテンツは5(3)ケに示す参加費の納付が確認できた企業について製作るものとし、参加費の納付が確認できていない企業分の製作には着手しないようにすること。

(7) WEB合同企業説明会の実施

WEB合同企業説明会を次のとおり実施すること。

ア 活用する最適なWEBセミナーツールを提案すること。

イ より効果的な実施形態を検討し提案すること。

ウ 実施にあたり必要な費用等は受託者にて確保すること。

エ 令和4年7月14日（木）及び7月15日（金）を除き、令和4年7月31日（日）までに実施することとし、開催日数や開催時間を提案すること。具体的な開催日は岡山市と協議の上決定すること。なお、複数日の開催を提案する場合は、それらの日程のうち少なくとも1回は令和4年7月31日（日）までに実施するものとし、最終回は令和4年8月10日（水）までに実施するものとして提案すること。

オ 参加企業へは5(5)に示すオンライン採用活動スキルアップ研修を事前に実施するとともに、WEB合同企業説明会へ参加する企業担当者へは説明会の流れや役割等について説明しておくこと。

カ 求職者が視聴する企業数を増加させる取組みについて提案すること。

キ 実際に視聴した求職者数を参加企業ごとに把握するとともに、説明会実施後1か月以内に

- 集計データを岡山市へ報告すること。
- ク W E B 合同企業説明会に参加する求職者の属性情報（氏名・年齢・性別・出身地・居住地・学校名等）を各参加企業へ提供する場合は、その方法について提案すること。
- ケ W E B 合同企業説明会に参加した求職者にかかる属性情報、選考に進んだ人数、内定者数を報告すること。

(8) 実施報告書の作成及び提出

- ア 実施報告書の提出期限は令和4年12月9日（金）までとする。
- イ 参加企業及び参加求職者に対するアンケート調査を岡山市と協議のうえ実施すること。また、本事業実施報告書には実施報告、評価、求職者の属性情報、アンケート調査の分析による今後の課題等を明記すること。
- ウ 実施の確認を担保するものとして実施当日の現地写真及びスクリーンショット等を掲載すること。
- エ 日本産業規格A列4番（一部A列3番可）にて正副2部作成すること。また、電子資料としてCD-RもしくはDVD-Rに記録し提出すること。

6 委託料の支払い等

委託料は業務完了後払いとする。業務実施にかかる費用は受託者負担とし、適宜円滑に支払うこと。

7 委託事業費

本業務に係る積算には、提案に係るすべての経費を漏れなく記載すること。また、提案内容と経費の関係性を明確化するために適切な項目を立てて正確に記載するとともに、消費税においても適切に表示すること。また使用者の最低賃金や各種関係法令等を遵守し積算すること。

8 業務実施の条件

基本事項

- (1) 本業務で外部協力者（下請業者等）が必要な場合は、岡山市と協議し承認を得ること。
- (2) 岡山市との協議により、提案した内容から実施内容を変更することがある。
- (3) 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。

9 事業実施に係る提出書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を提出し、市の承認を得なければならない。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 委託作業表
- (4) 業務責任者届
- (5) 課税事業者届出書

10 成果品

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- (1) 本事業で作成したすべての成果品の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。

- (2) 写真・イラスト・音楽などの著作物を利用する場合には、他人の著作権や肖像権等を侵害しないように十分注意すること。
- (3) 本事業での作成物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 本事業において作成、購入した製品については、その所有は岡山市へ帰属する。事業終了時の在庫については、岡山市が指定する場所へ持参すること。

11 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。

また、本仕様書に明記されていない事項でも、本事業を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、岡山市との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

12 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 岡山市個人情報保護条例
- (3) その他の関係法令

13 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は岡山市の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあり、「岡山市個人情報保護条例」に準じて、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。また、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

14 損害の賠償

本事業遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を報告し、岡山市の責任に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

15 作業経過の報告

本事業の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行するとともに、岡山市との協議後は速やかに協議録を提出すること。また、岡山市は必要に応じて本事業の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

16 完了検査

受託者は、契約期間内に業務を完了した時点で、委託者の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。